

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部
を改正する法律案について（修正に伴う追加の御説明事項）

文部科学省高等教育局
法務省大臣官房司法法制部

1. 法科大学院において涵養する学識及び能力並びに素養の整理について（連携法第4条関係） 1
2. 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部改正に伴う経過措置に係る規定の修正について（附則第2条第1号関係） 4

1. 法科大学院において涵養する学識及び能力並びに素養の整理について（連携法第4条関係）

1. 各号列記部分に係る修正

原案では、第1号及び第2号において、それぞれ、共通的な法律基本科目及び選択的な選択科目に関するべき司法試験合格レベルの学識及び能力を並列的に規定し、第3号において、第1号及び第2号を基盤として涵養すべき学識及び能力並びに素養を規定していたが、

- ① 共通して履修すべき法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目。以下同じ。）に関する司法試験合格レベルの学識
- ② 司法試験合格レベルの①の応用能力
- ③ 司法試験の選択科目に相当する科目の司法試験合格レベルの学識及びその応用能力
- ④ 弁論の能力、法律に関する実務の基礎的素養その他①～③の基盤の上に涵養すべき、将来の法曹としての実務に必要な学識及び能力並びに素養

の①から②、①ないし③から④という学修の段階性がより明らかになるよう、以下のとおり各号列記部分を修正する。

2. 第1号

法科大学院において涵養されるべき学識及び能力として、法曹となろうとする者に共通して必要とされる「専門的な法律知識その他の学識」（以下「専門的学識」という。）を規定する。「法曹となろうとする者に共通して必要とされる専門的学識」とは、法曹となろうとする者、すなわち司法試験に合格して司法修習生となろうとする者が、選択的にではなく共通して修得しておくべき、法律基本科目を中核とする専門的な法律知識その他の学識であり、法曹となるための学修の基礎を成すものである。

3. 第2号

第1号の専門的学識の応用能力、（すなわち、法曹となろうとする者（司法試験に合格して司法修習生となろうとする者））が、選択的にではなく共通して修得しておくべき、法律基本科目を中核とする専門的学識の応用能力（法的な推論、分析、構成及び論述の能力をいう。以下同じ。）を規定する。これらの能力は、いずれも、司法試験において、「裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識…の応用能力」として判定されるものである（司法試験法第1条第1項、第3条第1項、第2項）。

このように、本号は、後述の第3号と同様、法科大学院において、司法試験に合格するレベルの学識の応用能力を涵養すべきことを求めるものである。

4. 第3号

司法試験における選択科目を念頭に置き、「前二号に掲げるもののほか、法曹となろうとする者に必要な専門的な法律の分野に関する専門的学識及びその応用能力」を規定する。

司法試験においては、論文式試験の選択科目として、「専門的な法律の分野に関する科目として法務省令で定める科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目」を受験することとされており（司法試験法第3条第2項第4号）、法律基本科目のみならず、選択科目についても、法曹となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかが判定されることとなる。本号は、当該選択科目についても「法曹となろうとする者に必要とされる」レベル、すなわち司法試験に合格するレベルの専門的学識及びその応用能力を涵養することを求めるものである。

5. 第4号

第1号から第3号に掲げる専門的学識及びその応用能力を十分に修得させた上で、その基盤の上に涵養すべき学識及び能力並びに素養について規定するとともに、特に確実に涵養することが求められるものとして、「法的な推論、分析及び構成に基づいて弁論する能力」及び「法律に関する実務の基礎的素養」について、それぞれイ及びロとして規定するものである。

「法的な推論、分析及び構成に基づいて弁論する能力」は、連携法第2条第1号で規定されている「弁論の能力」を具体化したものである。弁論の能力については、法科大学院制度の創設に当たり、法科大学院における少人数による密度の高い授業において涵養され、厳格な成績評価及び修了認定によりその修得が担保されることを前提として、司法試験における確認（口述試験）が廃止された経緯があり、引き続き法科大学院における確実な涵養が求められるものである。

「法律に関する実務の基礎的素養」に関しては、法科大学院では、実務上生起する問題の合理的解決を念頭に置いた法理論教育を中心としつつ、実務教育の導入部分をも併せて実施することとされ、体系的な理論を基調として実務との架橋を強く意識した教育を行うべきであるとされているところであり、法科大学院の実際の教育課程では専門職大学院告示に規定する「法律実務基礎科目」によって担われている。当該素養が法曹養成プロセスの中核たる法科大学院における教育によって確実に涵養されるべきことは、法曹養成の基本理念においても明記されているところである（連携法第2条第1号）。

その他の本号の対象となるものとしては、基礎法学・隣接科目や法律基本科目、選択科目相当科目に関する発展的な学修や、より幅広い範囲の展開・先端科目に関する学修、リーガルクリニックや模擬裁判、エクスター・シップなどの実務基礎科目の発展的な学修などが考えられる。

(参考1) 専門職大学院に關し必要な事項について定める件(平成15年文部科学省告示第53号)(抄)
(法科大学院の教育課程)

第五条 法科大学院は、次の各号に掲げる授業科目を開設するものとする。

- 一 法律基本科目(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)
- 二 法律実務基礎科目(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)
- 三 基礎法学・隣接科目(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)
- 四 展開・先端科目(先端的な法領域に関する科目その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

2 法科大学院は、前項各号のすべてにわたって授業科目を開設するとともに、学生の授業科目の履修が同項各号のいずれかに過度に偏ることのないよう配慮するものとする。

(参考2) 司法試験における選択科目について

○司法試験法(昭和24年法律第140号)(抄)
(司法試験の試験科目等)

第三条(略)

- 2 論文式による筆記試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な学識並びに法的な分析、構成及び論述の能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次に掲げる科目について行う。
一～三(略)
- 四 専門的な法律の分野に関する科目として法務省令で定める科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目
- 3・4(略)
- 5(略)

○司法試験法施行規則(平成17年法務省令第84号)(抄)
(法務省令で定める試験科目)

第一条 司法試験法(以下「法」という。)第三条第二項第四号の法務省令で定める科目は、次に掲げる科目とする。

- 一 倒産法
- 二 租税法
- 三 経済法
- 四 知的財産法
- 五 労働法
- 六 環境法
- 七 国際関係法(公法系)
- 八 国際関係法(私法系)

2. 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部改正に伴う経過措置に係る規定の修正について（附則第2条第1号関係）

1. 原案では、附則第2条第1号において、連携法の一部改正に伴う経過措置として「改正後の法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下この項において「新連携法」という。）第6条第1項の認定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行の日前においても、新連携法の例により行うことができる。」と規定していたが、より条文の趣旨を明確化するため、例とすべき新連携法の条項を明示することとする。
2. 具体的には、「第6条第1項の認定及びこれに関し必要な手続その他の行為」は、連携法第6条第1項の法曹養成連携協定の認定はもちろん、その前提となる申請行為や、認定を受けた法曹養成連携協定の内容の文部科学大臣による公表を想定しており、
 - ・法曹養成連携協定の締結及びそれが適当である旨の文部科学大臣の認定を規定する同法第6条第1項
 - ・法曹養成連携協定において定めるべき内容を規定する同法第6条第2項
 - ・法曹養成連携協定の認定の基準を規定する同法第6条第3項
 - ・文部科学大臣による公表に係る規定である同法第6条第4項
 - ・認定を受けた法曹養成連携協定の変更手続に係る規定である同法第7条を例として明示することとし、「…この法律の施行の日前においても、同条及び新連携法第7条の規定の例により行うことができる。」と修正する。
3. なお、附則において「指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は…第〇条の規定の例により…行うことができる」としている場合において、例とする条項として、指定の要件、指定した場合の公表手続及び指定内容の変更手続に係る規定を特定している例として、以下のものがある。

（参考）移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号）（抄）

（支援機関の指定）

第四十四条 厚生労働大臣は、営利を目的としない法人であって、次条各号に掲げる業務（以下「支援業務」という。）を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、造血幹細胞提供支援機関（以下「支援機関」という。）として指定することができる。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定による指定をしたときは、支援機関の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 支援機関は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 4 厚生労働大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

附 則 (抄)
(準備行為)

第二条 第四十四条第一項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。

※指定の取消しに係る規定（第51条）は附則において示していない